



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*58 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課)

○ 訓令

*22 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課)

*23 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (")

*24 印刷事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程を廃止する訓令 (")

*25 地域振興課分室長の事務決裁等の特別取扱規程 (")

*26 情報政策課分室長の事務決裁等の特別取扱規程 (")

規 則

和歌山県規則第58号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則
和歌山県地方機関事務委任規則(昭和63年和歌山県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第41号を次のように改める。

(41) 薬事法(昭和35年法律第145号)に関する次のこと。

- ア 第4条第1項の規定による薬局開設の許可
- イ 第4条第2項の規定による薬局開設の許可更新
- ウ 第7条第3項の規定による薬局の管理者が、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する許可
- エ 第10条の規定による薬局の休廃止等の届出の受理
- オ 第12条第1項の医薬品の製造販売業の許可のうち、薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可
- カ 第12条第2項の規定による許可更新のうち、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可更新
- キ 第13条第1項の規定による医薬品の製造業の許可のうち、薬局製造販売医薬品の製造業の許可
- ク 第13条第3項の規定による許可更新のうち、薬局製造販売医薬品の製造業の許可更新
- ケ 第14条第1項の規定による医薬品の製造販売のうち、

薬局製造販売医薬品の製造販売の承認

- コ 第14条の9の規定による医薬品の製造販売届のうち、薬局製造販売医薬品の製造販売届の受理
 - サ 第14条の9第2項の規定による医薬品の製造販売届出事項の変更届のうち、薬局製造販売医薬品の製造販売届出事項の変更届の受理
 - シ 第19条第1項の規定による医薬品の製造販売業者の休廃止等の届出のうち、薬局製造販売医薬品の製造販売業の休廃止等の届出の受理
 - ス 第19条第2項の規定による医薬品の製造業の休廃止等の届出のうち、薬局製造販売医薬品の製造業の休廃止等の届出の受理
 - セ 第24条第2項の規定による医薬品の販売業(第25条第3号の配置販売業(以下「配置販売業」という。))及び同条第4号特例販売業(以下「特例販売業」という。)を除く。)の許可更新
 - ソ 第26条第1項の規定による一般販売業の許可
 - タ 第26条第3項の規定による医薬品の販売先等変更許可
 - チ 第27条の規定において準用する第7条第3項の規定による一般販売業の業務の管理者がその管理する施設以外の場所で業として施設の管理その他一般販売業に関する実務に従事する許可
 - ツ 第28条第1項の規定による薬種商販売業の許可
 - テ 第38条の規定において準用する第10条の規定による医薬品の販売業(配置販売業及び特例販売業を除く。)の休廃止等の届出の受理
 - ト 第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可
 - ナ 第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可更新
 - ニ 第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出の受理
 - ヌ 第40条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の休廃止等届出の受理
 - ネ 第40条第2項の規定による管理医療機器の販売業及び賃貸業の休廃止等の届出の受理
- 第4条第42号中「第29条の6」を「第144条」に改め、同条第43号を次のように改める。
- (43) 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)に関する次のこと。
- ア 第2条の規定による取扱処方せん数の届出の受理

- イ 第4条の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の交付
 - ウ 第5条の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付
 - エ 第6条の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付
 - オ 第7条の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の返納の受理
 - カ 第8条の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可台帳に関すること。
 - キ 第11条の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の交付
 - ク 第12条の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付
 - ケ 第13条の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付
 - コ 第14条の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の返納の受理
 - サ 第15条の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可台帳に関すること。
 - シ 第19条の規定による薬局製造販売医薬品の承認台帳に関すること。
 - ス 第44条の規定による薬局開設、医薬品の販売業（配置販売業及び特例販売業を除く。以下この号において同じ。）又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業、医薬品販売先等変更の許可証の交付
 - セ 第45条の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業、医薬品販売先等変更の許可証の書換え交付
 - ソ 第46条の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業、医薬品販売先等変更の許可証の再交付
 - タ 第47条の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の返納の受理
 - チ 第48条の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業、医薬品販売先等変更の許可台帳に関すること。
- 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第22号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木 村 良 樹

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第13条中「副室長」の次に「及び総括審議員」を加える。
別表第2総務部の表総務学事課の項局長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に関する次のこと。
 - (1) 私立の学校の廃止及び設置者の変更、私立の盲学校、聾学校及び養護学校の高等部における通信教育の開設及び廃止、私立高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更並びに私立の学校の収容定員に係る学則の変更の認可（第4条）
 - (2) 私立の専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可（第82条の8）
 - (3) 私立の各種学校の設置者の変更及び収容定員に係る学則の変更の認可（第83条）
 - 2 私立学校法（昭和24年法律第270号）に関する次のこと。
 - (1) 私立学校審議会への諮問（第8条）
 - (2) 学校法人の寄附行為の補充（第32条）
 - (3) 学校法人の寄附行為変更の認可（第45条）
 - (4) 学校法人の解散の認可又は認定（第50条）
 - (5) 学校法人の合併の認可（第52条）
 - (6) 私立の学校への助成（第59条）
 - (7) 学校法人の収益事業の停止命令（第61条）
 - 3 宗教法人法（昭和26年法律第126号）に関する次のこと。
 - (1) 宗教法人の規則の認証（第14条）
 - (2) 宗教法人の合併の認証（第39条）
 - (3) 宗教法人の任意解散の認証（第46条）
 - (4) 公益事業以外の事業の停止命令（第79条）
 - (5) 宗教法人の規則及び合併の認証の取消し（第80条）
- 別表第2総務部の表人事課の項を次のように改める。

人 事 課		<ol style="list-style-type: none"> 1 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年和歌山県条例第20号）に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 職務に専念する義務の免除（部長等を除く。）（第2条） 2 地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 育児休業の承認（第2条第3項） (2) 育児休業の期間の延長の承認（第3条第3項） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 和歌山県職員旧姓使用取扱要綱に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 旧姓使用の承認（第6条） (2) 旧姓使用の取消し（第7条） 2 職務に専念する義務の特例に関する条例に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 職務に専念する義務の免除（条例第2条第1号及び第2号に規定する場合並びに職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年人
-------------	--	--	--

	<p>(3) 育児休業に伴う任期付採用職員の任期の更新(第6条第3項)</p> <p>3 臨時的任用職員の任命に関する事。</p> <p>4 和歌山県立医科大学教員(教授以上の教員を除く。)の任命に関する事。</p> <p>5 地方公務員法に関する次のこと。 (1) 修学部分休業の承認及び承認の取消し(第26条の2第1項) (2) 高齢者部分休業の承認、承認の取消し、時間の短縮及び時間の延長(第26条の3第1項) (3) 退職処分(既に行われた退職処分に引き続き同一の傷病を理由として行う処分に限る。)(第28条第2項) (4) 営利企業等の従事許可(第38条第1項) (5) 職員団体の業務にもっぱら従事することの許可(第55条の2第2項)</p> <p>6 退職手当の裁定に関する事。</p> <p>7 昇給内申書に関する事。</p> <p>8 昇格切換調書に関する事。</p> <p>9 旅費の調整に係る知事との協議に関する事。</p>	<p>事委員会規則第4号)第2条第5項、第8項及び第9項に規定する場合に限る。)(第2条)</p> <p>3 職員の外かく団体等の役職に就任することの承認に関する事。</p> <p>4 職員(次に掲げる職員を除く。)の2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇及び組合休暇の承認に関する事。 (1) 部長、局長等及び課長 (2) 地方機関(県立医科大学及び県立こころの医療センターを除く。)の長 (3) 地方機関事務決裁規程(昭和63年和歌山県訓令第7号)第4条において事務を専決することができる者及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項に規定する教授</p> <p>5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年人事委員会規則第1号)に関する次のこと。 (1) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の承認(第8条の3) (2) 育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限の承認(第8条の5) (3) 育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限の承認(第8条の6)</p> <p>6 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年和歌山県条例第49号)に関する次のこと。 (1) 公務上又は通勤による災害の認定(第3条第2項) (2) 補償の決定(第7条、第8条、第8条の2、第9条、第11条、第15条)</p> <p>7 日々雇用職員の雇用に関する事(賃金に係る支出負担行為に関することを除く。)</p>
<p>別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄9を次のように改める。</p> <p>9 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)に関する次のこと。 (1) 第1種フロン類回収業者に対する指導及び助言(第23条) (2) 第1種フロン類回収業者に対する勧告及び命令(第24条)</p> <p>別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄9の次に次のように加える。</p> <p>9の2 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)附則第19条に関する次のこと。 (1) 第2種フロン類回収業者に対する指導及び助言 (2) 第2種フロン類回収業者に対する勧告 (3) 第2種フロン類回収業者に対する勧告に係る国土交通大臣への通知 (4) 第2種フロン類回収業者に対する勧告及び命令</p> <p>別表第2環境生活部の表環境管理課の項課長専決事項の欄9を次のように改める。</p>	<p>9 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に関する次のこと。 (1) 第1種フロン類回収業者の登録(第9条) (2) 第1種フロン類回収業者の登録の拒否(第11条) (3) 第1種フロン類回収業者の登録の更新(第12条) (4) 第1種フロン類回収業者の登録事項の変更届に関する事(第13条) (5) 第1種フロン類回収業者登録簿の閲覧(第14条) (6) 第1種フロン類回収業者の登録の抹消(第16条) (7) 第1種フロン類回収業者の登録の取消し等(第17条) (8) 第1種フロン類回収業者の回収量等の通知(第22条第3項) (9) 第1種フロン類回収業者等に対する報告の徴収(第43条) (10) 第1種フロン類回収業者等に対する立入検査(第44条)</p> <p>別表第2環境生活部の表環境管理課の項課長専決事項の欄9の次に次のように加える。</p> <p>9の2 使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第19条</p>	

に関する次のこと。

- (1) 第2種フロン類回収業者の登録
- (2) 第2種フロン類回収業者の登録の拒否
- (3) 第2種フロン類回収業者の登録又は登録をしないことの決定等
- (4) 第2種フロン類回収業者について自動車分解整備事業の認証が効力を失った場合の通知
- (5) 第2種フロン類回収業者の登録又は登録をしないことの決定に関する国土交通大臣への通知
- (6) 第2種フロン類回収業者の登録の更新
- (7) 第2種フロン類回収業者の登録事項変更届の受理
- (8) 第2種フロン類回収業者の登録簿の閲覧
- (9) 第2種フロン類回収業者の登録の抹消及び取消し等
- (10) 第2種フロン類回収業者の回収量等の通知

別表第2環境生活部の表食品安全企画課の項部長専決事項の欄1中「食品」を「食」に改め、同欄2及び同欄3を削り、同欄4を同欄2とし、同欄5を同欄3とする。

別表第2環境生活部の表食品安全企画課の項局長専決事項の欄2及び同欄3を削る。

別表第2環境生活部の表生活衛生課の項部長専決事項の欄8を次のように改める。

- 8 と畜場法(昭和28年法律第114号)に関する次のこと。
 - (1) と畜場設置の許可(第4条第1項)
 - (2) と畜場使用料及びとさつ解体料の額の認可(第12条第1項)
 - (3) と畜場の設置の許可の取消し等(第18条)

別表第2環境生活部の表生活衛生課の項部長専決事項の欄8の次に次のように加える。

- 9 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に関する次のこと。
 - (1) 食鳥処理の事業の許可(第3条)
 - (2) 食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可(第6条)
 - (3) 食鳥処理の事業の許可の取消し等(第8条)
 - (4) 指定検査機関の業務規程の変更に対する意見(第28条第2項)

別表第2環境生活部の表生活衛生課の項局長専決事項の欄8の次に次のように加える。

- 9 と畜場法に関する次のこと。
 - (1) と畜検査員の任命(第19条)
- 10 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する次のこと。
 - (1) 指定検査機関の事業計画及び収支予算に関する意見(第29条第2項)
 - (2) 指定検査機関に対する指示(第31条第2項)
 - (3) 食鳥検査等を実施する職員の指定(第39条第1項)

別表第2環境生活部の表県民生活課の項部長専決事項の欄6及び同項局長専決事項の欄3を削る。

別表第2環境生活部の表NPO協働推進課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

- 1 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に関する次のこと。
 - (1) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の受理、公告及び縦覧(第10条第2項)
 - (2) 特定非営利活動法人の解散の認定及び解散の届出の受理(第31条)
 - (3) 特定非営利活動法人の合併の認証の申請の受理、公告及び縦覧(第34条第5項)
 - (4) 特定非営利活動法人に対する報告の徴収及び立入検査(第41条)
 - (5) 特定非営利活動法人に対する改善命令(第42条)

別表第2環境生活部の表NPO協働推進課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

- 1 特定非営利活動促進法に関する次のこと。
 - (1) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証(第25条第3項)
 - (2) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の受理、公告及び縦覧(第25条第5項)
 - (3) 特定非営利活動法人の所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る申請書の經由進達及び事務の引継ぎ(第26条)
 - (4) 特定非営利活動法人の残余財産の国等への譲渡の認証(第32条第2項)

別表第2福祉保健部の表長寿社会推進課の項部長専決事項の欄1(1)中「経費老人ホーム」を「軽費老人ホーム」に改め、同項局長専決事項の欄4中「痴呆介護実務者研修生」を「認知症介護実践研修生」に改め、同欄5中「社会福祉医療事業団」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項局長専決事項の欄11中「社会福祉医療事業団」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

別表第2福祉保健部の表医務課の項局長専決事項の欄15中「社会福祉医療事業団」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

別表第2福祉保健部の表薬務課の項部長専決事項の欄1中(1)を削り、(2)から(6)までを1ずつ繰り上げ、局長専決事項の欄1を次のように改める。

- 1 薬事法に関する次のこと。
 - (1) 薬局の開設の許可(第4条第1項)
 - (2) 医薬品等の製造販売業の許可(第12条)
 - (3) 医薬品等の製造業の許可(第13条)
 - (4) 医薬品等の製造販売承認、一部変更承認及び法第14条第6項の規定による医薬品等の調査(第14条)
 - (5) 医薬品の一般販売業、薬種商、配置販売業及び特例販売業の許可(第26条、第28条、第30条、第35条)
 - (6) 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可(第

39条)

(7) 輸出用の医薬品等の適合性調査 (第80条)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項局長専決事項の欄2中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録 (第3条)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項課長専決事項の欄1を次のように改める。

1 薬事法に関する次のこと。

(1) 薬局の管理者がその薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する許可 (第7条)

(2) 医薬品製造業管理者の許可 (第17条)

(3) 医薬品の販売先等変更許可 (第26条第3項)

(4) 配置販売業及び特例販売業の取扱品目の指定 (第30条、第35条)

(5) 配置従事者の身分証明書の交付 (第33条)

別表第2商工労働部の表商工振興課の項局長専決事項の欄6(4)中「許可」を「認可」に改める。

別表第2農林水産部の表経営支援課の項局長専決事項の欄5(3)中「国庫補助金・」を削る。

別表第2農林水産部の表林業振興課の項局長専決事項の欄12(3)を次のように改める。

(3) 林業普及指導員の任免

別表第2県土整備部の表技術調査課の項局長専決事項の欄1中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、同項課長専決事項の欄1の次に次のように加える。

2 建設業法第27条の23第1項の経営事項審査に関すること。

別表第2県土整備部の表河川課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

1 水防配備体制に関すること。

別表第2県土整備部の表河川課の項局長専決事項の欄2(4)中「関すること。」の次に「(有田川及び日高川を除く。)」を加える。

別表第2県土整備部の表都市政策課の項局長専決事項の欄4を次のように改める。

4 都市計画法に関する次のこと。

(1) 都市計画区域に係る都市計画 (都市計画法施行令 (昭

和44年政令第158号) 第13条及び第15条で定める簡易なものに限る。) の決定 (変更を含む。) に関すること。
(第18条第3項、第21条第2項)

(2) 都市計画区域について都市計画を決定しようとするときの協議及び同意に関すること。(第19条第3項)

(3) 都市計画を定める場合の管理者協議及び都市計画法施行令第17条で定める者の協議 (第23条第6項)

(4) 開発規模が10,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の開発行為の許可 (第29条)

(5) 法第34条第10号に定める事項に係る開発行為における和歌山県開発審査会への諮問 (第34条第10号)

(6) 建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定及び建築物の建ぺい率等の指定及び建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域における建築物の建築の許可 (第41条)

(7) 予定建築物等以外の建築物等の建築等の許可 (第42条第1項)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項課長専決事項の欄16の次に次のように加える。

17 駐車場法 (昭和32年法律第106号) に関する次のこと。

(1) 路外駐車場設置の届出 (変更の届出を含む。) の受理 (第12条)

(2) 管理規程の届出の受理 (第13条)

(3) 休止等の届出の受理 (第14条)

別表第2県土整備部の表公共建築課の項課長専決事項の欄1を次のように改める。

1 営繕工事 (西牟婁振興局及び東牟婁振興局の所管区域におけるものを除く。) に関する次のこと。

(1) 工事並びに調査、測量、設計及び監理業務の委託の設計変更

(2) 工事並びに調査、測量及び監理業務の委託のうち設計額5,000万円未満 (設備工事にあつては3,000万円未満) のものの指名競争入札の参加者 (随意契約による場合にあっては見積者) の決定

別表第2県土整備部の表公共建築課の項の次に次のように加える。

企画 保 全 室			1 営繕工事 (西牟婁振興局及び東牟婁振興局の所管区域におけるものを除く。) に関する次のこと。 (1) 設計額5,000万円未満 (設備工事にあつては3,000万円未満) の設計委託の指名競争入札の参加者 (随意契約による場合にあっては見積者) の決定
-------------------	--	--	--

別表第2県土整備部の表に備考として次のように加える。

備考 企画保全室においては、「課長専決事項」を「附置室の室長専決事項」と読み替える。

別表第3総務事務集中課総務事務班長個別専決事項の表中

「単価契約した手数料」を「単価契約したもの」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第23号

和歌山県知事 木村良樹

庁中一般
各地方機関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令
地方機関事務決裁規程(昭和63年和歌山県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

第8条の表振興局の部を次のように改める。

平成17年4月1日

振興局	局長	主務部長	主務副部長
	各部長	副部長	主務課長
	部の課長	主務総括主任又は主務総括主査	
	建設部ダム管理事務所長	主務課長	
	建設部海南工事事務所長	次長	主務課長
	建設部紀の川中流域下水道事務所長	次長	
	建設部京奈和高速事務所長	次長	

第8条の表男女共生社会推進センターの部を削る。

第12条中「地域農業改良普及センター課長及び」を削り、「漁港事務所長」の次に「那賀振興局建設部紀の川中流域下水道事務所長及び那賀振興局建設部京奈和高速事務所長」を加え

る。

別表第2子ども・障害者相談センター所長の項の次に次のように加える。

高等看護学院長	1 公有財産に係る保守管理業務等についての入札及び契約に関すること。
---------	------------------------------------

別表第3(1)共通専決事項の表振興局長の項に次のように加える。

19 公有財産に係る保守管理業務等(県教育委員会及び県警察が所管する公有財産に係る保守管理等の一部の業務を含む。)についての入札及び契約に関すること。

別表第3(1)共通専決事項の表県民行政部長の項6を削り、同項7を同項6とし、同項8から同項23までを1ずつ繰り上げ、同項24を削り、同項25を同項23とし、同項26から同項29までを2ずつ繰り上げる。

別表第3(1)共通専決事項の表健康福祉部長の項12を次のように改める。

12 紙おむつ支給事業補助金の交付に関すること。

別表第3(1)共通専決事項の表健康福祉部長の項13を削り、同項14を同項13とし、同項15から同項30までを1ずつ繰り上げ、同表(1)共通専決事項の表農林水産振興部長の項7(1)中「第14条」を「第7条」に改め、同項14に次のように加える。

- (5) 動物用医薬品販売業の休廃止等の届出の受理(第38条)
- (6) 動物用高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可(第39条)
- (7) 動物用管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出の受理(第39条の3)
- (8) 動物用高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の休廃止等の届出の受理(第40条)

別表第3(1)共通専決事項の表農林水産振興部長の項20を削

り、同項19を同項20とし、同項15から同項18までを1ずつ繰り下げ、同項14の次に次のように加える。

15 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)に関する次のこと。

(1) 飼料又は飼料添加物の販売業者の届出の受理(第50条第2項)

別表第3(1)共通専決事項の表農林水産振興部長の項32を次のように改める。

32 農地法(昭和27年法律第229号)に関する次のこと。

- (1) 農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転の許可(第3条)
- (2) 農地転用の許可(同一の事業の目的に供するため20,000平方メートルを超える農地を農地以外のものにする場合を除く。)(第4条第1項)
- (3) 農地又は採草放牧地の転用のための所有権の移転又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転の許可(権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため20,000平方メートルを超える農地について権利を取得する場合を除く。)(第5条第1項)
- (4) 違反転用に対する処分(同一の事業の目的に供する

ため20,000平方メートルを超える農地又は採草放牧地を転用する場合を除く。)(第83条の2)

別表第3(1)共通専決事項の表農林水産振興部長の項63中「50万円以下」を「100万円未満」に改め、同項75中「平成2年」を「平成12年」に改め、同項80を削り、同項81を同項80とし、同項82から同項93までを1ずつ繰り上げ、同項94を削り、同項95を同項93とし、同項96を同項94とし、同項97を削り、同項98を同項95とし、同項99を同項96とし、同項96の次に次のように加える。

- 97 森林整備推進対策事業の作業道開設に係る検査に関すること。
- 98 間伐材搬出支援事業の検査及び補助金の交付に関すること。
- 99 病害虫地域発生予察強化事業の補助金の交付決定に関すること。

別表第3(1)共通専決事項の表農林水産振興部長の項100を削り、同表建設部長の項40(3)中「建設省」を「国土交通省」に改め、同項44及び同項45を次のように改める。

- 44 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に関する次のこと。
 - (1) 違反広告物等に対する措置の実施及びはり紙、はり札、広告旗及び立看板等の除却(第7条第2項及び第4項)
 - (2) 除却した広告物等の保管、公示、売却、代金の保管及び廃棄(第8条第1項から第4項まで)
- 45 和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)に関する次のこと。
 - (1) 広告物等の設置の許可(第5条、第6条第5項及び第6項)
 - (2) 広告物活用地区における広告物等の確認(第5条の2第2項)
 - (3) 景観保全型広告整備地区における広告物等の届出の受

有田振興局建設部長	1 有田川洪水予報に関すること。
日高振興局建設部長	1 日高川洪水予報に関すること。

別表第4学長の項8(1)中「第21条第1項」を「第17条第1項」に改める。

果樹試験場うめ研究所	1 各種試験研究及び分析並びに鑑定の結果の発表に関すること。
------------	--------------------------------

別表第7水産試験場内水面研究所長の項を削り、同表第7備考中「果樹園芸試験場かき・もも研究所」の次に「果樹試験場うめ研究所」を加え、「水産試験場増殖研究所」を「及び水産試験場増殖研究所」に改め、「及び水産試験場内水面研究所」を削る。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

理並びに助言及び勧告(第5条の3第6項及び第7項、第5条第8項)

- (4) 広告物協定の認定並びに広告物協定の変更及び廃止の届出の受理(第5条の4第1項及び第4項、第5条第3項及び第6項)
- (5) 広告物等の許可等の期間の設定及び条件の付加並びに許可等の期間の更新(第9条第1項(第10条第2項において準用する場合を含む。))及び第3項)
- (6) 広告物等の変更等の許可等(第10条第1項)
- (7) 広告物等を除却した旨及び広告物等の管理者の届出の受理(第14条第2項、第19条)
- (8) 広告物等の許可等の取消し(第16条)
- (9) 広告物等の除却命令及び公告(第17条第1項及び第2項)
- (10) 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対する報告又は資料の請求、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物への立入検査及び関係者への質問(第26条の4第1項)

別表第3(1)共通専決事項の表農林水産振興部地域農業改良普及センター所長の項を削り、同表部の課長の項13中「支出の決定」の次に「(支出の決定をもって行われる支出負担行為の決定を含む。)」を加え、同表県民行政部総務課長の項に次のように加える。

- 4 旅券法(昭和26年法律第267号)に関する次のこと。
 - (1) 一般旅券の発給申請の受理及び交付(第3条、第7条から第10条まで、第12条)

別表第3(1)共通専決事項の表備考中「農林水産振興部地域農業改良普及センター所長及び」を削る。

別表第3(2)個別専決事項の表海草振興局建設部海南工事事務所長の項の次に次のように加える。

別表第7果樹試験場かき・もも研究所長の項の次に次のように加える。

和歌山県訓令第24号

庁中一般
各地方機関

印刷事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木 村 良 樹

印刷事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程を廃止する訓令

印刷事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程(平成10年和歌山県訓令第6号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第25号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

地域振興課分室長の事務決裁等の特別取扱規程を次のように定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木 村 良 樹

地域振興課分室長の事務決裁等の特別取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、地域振興課分室長の所掌する事務及び専決等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(専決)

第2条 地域振興課分室長(和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)第242条第2項に定める地域振興課分室長をいう。)は、別表に掲げる事項について、その所掌する事務を専決することができる。

別表(第2条関係)

専 決 事 項
1 世界遺産の保存管理の指導、情報発信、特定非営利活動団体等の研修、交流活動等に関すること。
2 地域振興課分室に所属する職員(以下「所属の職員」という。)の事務分担に関すること。
3 所属の職員の週休日の振替に関すること。
4 所属の職員の管理職員特別勤務の確認等に関すること。
5 所属の職員の時間外勤務命令に関すること。
6 所属の職員の旅行(地域振興課分室長の国外旅行及び旅行期間2週間以上にわたる国内旅行を除く。)に係る旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関すること。
7 所属の職員の休暇(2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇及び組合休暇を除く。)の承認等に関すること。
8 所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)に関する次のこと。 (1) 部分休業の承認(第9条第1項) (2) 部分休業の取消し(第9条第3項)
9 その他地域振興課分室に属する事務のうち軽易な事項に関すること。

(専決の制限)

第3条 この規程に定めるところにより地域振興課分室長において専決できる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 事務の内容が重要又は異例に属すると認められるもの
- (2) 他の部課に関係のある事務で意見を異にするもの
- (3) 疑義若しくは紛議があり、又はこれを生じるおそれのあるもの
- (4) あらかじめ事務処理について上司の指示を受けたもの
(地域振興課分室長代決者)

第4条 地域振興課分室長が専決できる事項について、地域振興課分室長が不在のときは、地域振興課分室長があらかじめ指定した職員が、その事項を代決することができる。

(代決の原則)

第5条 事務の代決は、あらかじめ方針を指示された事項又は緊急に処理することを要する事項に限るものとし、異例に属する事項又は新規に計画する事項については、代決することができない。

2 代決した事項については、その後、地域振興課分室長の後閲を受け、又は地域振興課分室長に報告しなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第26号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

情報政策課分室長の事務決裁等の特別取扱規程を次のように定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木 村 良 樹

情報政策課分室長の事務決裁等の特別取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、情報政策課分室長の所掌する事務及び専決等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(専決)

第2条 情報政策課分室長(和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)第242条第2項に定める情報政策課分室長をいう。)は、別表に掲げる事項について、その所掌する事務を専決することができる。

(専決の制限)

第3条 この規程に定めるところにより情報政策課分室長において専決できる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 事務の内容が重要又は異例に属すると認められるもの
- (2) 他の部課に関係のある事務で意見を異にするもの
- (3) 疑義若しくは紛議があり、又はこれを生じるおそれのあるもの
- (4) あらかじめ事務処理について上司の指示を受けたもの
(情報政策課分室長代決者)

第4条 情報政策課分室長が専決できる事項について、情報政策課分室長が不在のときは、情報政策課分室長があらかじめ

指定した職員が、その事項を代決することができる。
(代決の原則)

第5条 事務の代決は、あらかじめ方針を指示された事項又は緊急に処理することを要する事項に限るものとし、異例に属する事項又は新規に計画する事項については、代決することができない。

2 代決した事項については、その後、情報政策課分室長の後閲を受け、又は情報政策課分室長に報告しなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

専 決 事 項
1 和歌山県情報交流センターの情報システム等の運営管理に関すること。
2 情報政策課分室に所属する職員(以下「所属の職員」という。)の事務分担に関すること。
3 所属の職員の週休日の振替に関すること。
4 所属の職員の管理職員特別勤務の確認等に関すること。
5 所属の職員の時間外勤務命令に関すること。
6 所属の職員の旅行(情報政策課分室長の国外旅行及び旅行期間2週間以上にわたる国内旅行を除く。)に係る旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関すること。
7 所属の職員の休暇(2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇及び組合休暇を除く。)の承認等に関すること。
8 所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)に関する次のこと。 (1) 部分休業の承認(第9条第1項) (2) 部分休業の取消し(第9条第3項)
9 その他情報交流センター分室に属する事務のうち軽易な事項に関すること。